

KSKR

No. 280

2021  
Dec.

12

奈良県自閉症協会 NEWS

きずな

The Kiyuna

http://www.eonet.ne.jp/~asn/

発行人：

関西障害者定期刊行物協会

編集人：奈良県自閉症協会

支部長&事務局：河村舟二

〒639-1005

大和郡山市矢田山町 84-10

購読料1部 100円

会員は会費に含まれています。

一九九六年五月一日発行第三種郵便物承認 毎月(1・2・3・4・5・6・7・8の日)発行

2021年12月12日滋賀県近江八幡にあるG-NETしがにおいて、NHK ハートフォーラム、「自閉症スペクトラム症の人たちとの共生社会について考える」が行われました。午前中の講演は自閉症の長男を持つRKB 毎日放送報道局担当局長の神戸金史氏による「障害を持つ息子へ～息子よ。そのまま、いい～」がありました。2016年7月26日未明に相模原市のやまゆり園で起きた植松聖当時26歳による障害者19名を殺害26名を負傷させた事件の直後、SNSには少なからず、植松に同調する意見が見られました。すなわち意思疎通できない障害者を人間として養うことは国をはじめ多くの人々が、金と人手、物資を奪われるのであり、抹殺して何が悪いのか。という考えです。神戸さんは3日後の29日、これらに対し、怒り憤りで、いたたまれない気持ちの中、深酒をし、「障害を持つ息子へ」という手記をFacebookに投稿してしまったようです。自分がこれを投稿した覚えがないぐらい泥酔しておられたようです。翌日Facebookは炎上していたようです。このことはテレビでも報道され、これを見た出版社から本を書いて欲しいということで、3か月後に本が出版されることになりました。中でも神戸さんのFacebookの投稿をみた、大阪の歌手、パギヤンから

曲にしたいとの連絡があり、神戸さんは、思いつくままの手記であり歌になる詩の形でないが、曲に出来ますか。と答えられたようですが、パギヤンは出来るので、ぜひ歌わせてほしいということで、作曲されました。これは、今でもYoutubeに残っており、見ることができます。皆さんも下記の手記の文章と共に、是非パギヤンの歌を一度聴いてみてください。 <https://www.youtube.com/watch?v=Gx185A3TGJ4>

障害を持つ息子へ  
2016年7月29日 Facebookに投稿

私は、思うのです。  
長男が、もし障害を持っていなければ。  
あなたはもっと、普通の生活を送っていたかもしれないと。

私は、考えてしまうのです。  
長男が、もし障害を持っていなければ。  
私たちはもっと楽に暮らしていけたかもしれないと。

何度も夢を見ました。  
「お父さん、朝だよ、起きてよ」長男が私を揺り起こしに来るのです。  
「ほら、障害なんてなかったろ。心配しすぎなんだよ」  
夢の中で、私は妻に話しかけます。

そして目が覚めると、いつもの通りの朝なのです。

言葉のしやべれない長男が、騒いでいます。

何と言っているのか、私には分かりません。

ああ。  
またこんな夢を見てしまった。  
ああ。  
ごめんね。

幼い次男は、「お兄ちゃんはしやべれないんだよ」と言います。  
いずれ「お前の兄ちゃんは馬鹿だ」と言われ、泣くんだろう。  
想像すると、私は朝食が喉を通らなくなります。

そんな朝を何度も過ごして、突然気が付いたのです。

弟よ、お前は人にいじめられるかもしれないが、  
人をいじめる人にはならないだろう。

生まれた時から、障害のある兄ちゃんがいた。

お前の人格は、この兄ちゃんがいた環境で形作られたのだ。

お前は優しい、いい男に育つだろう。

それから、私ははたと気付いたので

す。

あなたが生まれたことで、  
私たち夫婦は憎み考え、  
それまでとは違う人生を生きてきた。  
親である私たちでさえ、  
あなたが生まれなかったら、今の私たちではないのだね。

ああ、息子よ。

誰もが、健常で生きることはできない。  
誰かが、障害をもって生きていかなければならない。

なぜ、今まで気づかなかったのだろう。

私の周りにだって、生まれる前に息絶えた子が、いたはずだ。  
生まれた時から重い障害のある子

が、いたはずだ。

交通事故に遭って、車いすで暮らす小学生が、  
雷に遭って、寝たきりになった中学生が、  
おかしなワクチン注射を受け、普通に暮らせなくなった高校生が、  
囑望されていたのに突然の病に倒れた大人が、  
実は私の周りには、いたはずだ。

私は、運よく生きてきただけだった。  
それは、誰かが背負ってくれたからだったのだ。

息子よ。

君は、弟の代わりに、  
同級生の代わりに、  
私の代わりに、  
障害をもって生まれてきた。

老いて寝たきりになる人は、たくさんいる。  
事故で、唐突に人生を終わる人もいる。  
人生の最後は誰も動けなくなる。  
誰もが、次第に障害を負いながら生きていくのだね。

息子よ。

あなたが指し示していたのは、私自身のことだった。

パギヤんの歌↓

息子よ。

そのまま、いい。  
それで、うちの子。  
それが、うちの子。



あなたが生まれてきてくれてよかった。

私はそう思っている。

父より

**NHK** ハートフォーラム午後  
は、明星大学教授の吉川  
かおり氏による講演「発達障害のある子どもと”きょうだい”の育ちを考える」がありました。子どもの成長に必要なもの、親から受ける影響、障害をきっかけに生じやすいこと、きょうだいが担う役割、5つのきょうだいタイプ、すなわち、優等生・ヒーロータイプ、世話焼き・ケアテイカータイプ、道化師タイプ、いないふりタイプ、問題児タイプについて興味深い考察がされました。そして、大阪体育大学教授の藤井茂樹氏・神戸氏・吉川氏による「親として”きょうだい”として安心な地域社会とは」をテーマに対談が行われました。とくに心に残った内容として、家族を密室にしない。共働き用の仕組みと活動の構築。家族支援。若い親向けの支援。共働きを前提とした活動。一人で背負わせない。親が一

生かかえなくてよい。なかでも、子育てに関し親権は親を中心のわが国と違って、子育てに関し一部は市長が権限を持つイタリアの話はとても興味深いものでした。

来年度のハートフォーラムは京都で行われ、予定として、令和4年6月11日土曜日午後、京都産業会館を会場として、講演とシンポジウムがおこなわれます。講師はエッセイストの小島慶子さんと呼ばれるよう

です。小島さんはADHDだと診断されています。また、来年この京都を最後に、これまで日本自閉症協会近畿ブロックが共催して行ってきたNHKハートフォーラムは終了となります。理由はNHK厚生文化事業団の近畿支局が統合整理されなくなるからのようです。(河村)

小島慶子さん→



**【日本自閉症協会今井副会長からの情報】** 2021年11月28日

手当却下率に207倍の差 / 障害児向け、判定に開き

障害児を育てる保護者に支給される国の「特別児童扶養手当」で、「障害が基準より軽い」として2020年度、申請を却下された人の割合に自治体間で最大207倍の差があることが、28日までに厚生労働省が発表した統計データで分かった。

同手当は都道府県と政令指定都市が判定事務を担っており、却下率が最も低い秋田県は0.3%だったが、最高の横浜市は207倍の62.2%だった。

同手当を巡っては、19年度までも自治体間の判定に大きな開きがあることが分かっており、審査を担う各自治体の判定医の個人差などが要因とみられる。

20年度の却下率の全国平均は9.9%。過去10年間、増加傾向が続いていたが、19年度の10.5%から微減した。横浜市に次いで却下率が高かったのは広島県で42.9%。千葉市37.6%、宮崎県24.2%などと続いた。19年度も秋田県は0%、横浜市は63.5%と大きな差があった。

支給対象となる20歳未満の人口1万人当たりの申請件数も自治体間で大きな差があり、沖縄県37件、長野県と奈良県が30件などに対し最少の東京都は8件だった。所得制限があるため、経済的な状況が影響している可能性もあるが、支給対象となる障害の程度について説明が自治体間で異なることも一因とみられる。

特別児童扶養手当 20歳未満の障害児を持つ親ら養育者に支給される。所得制限があ

り、受給者は2021年3月末現在、約25万1千人。21年度の支給額は障害の重い順に1級で月5万2500円、2級で3万4970円。費用は全額国が負担する。申請は診断書などの書類を市区町村に提出、都道府県と政令指定都市それぞれの判定医が支給の可否や等級を決める。審査は書類のみ。判定医が単独で判断するため、個人の裁量で左右されやすいという問題が指摘されている。

\*\*\*\*\*  
情報元 市川亨 共同通信社・生活報道部 編集委員

\*\*\*\*\*  
なお、横浜の申請率は高くないようで、申請率の差ではないようです。  
(政策担当 / 今井)

厚労省より、介護・障害福祉職員の収入を3%程度(月額9,000円)引き上げるための措置を来年2月から9月までの間、実施するとの情報提供が日本自閉症協会事務局にありましたので、お知らせいたします。(河村)

**厚生労働省より**

「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」(令和3年11月19日閣議決定)に基づき、11月26日に閣議決定された補正予算案において、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、介護・障害福祉職員については、収入を3%程度(月額9,000円)引き上げるための措置を、来年2月から9月までの間、実施することを盛り込まれたところであります。介護分野においては、このことに関して、本日の第204回社会保障審議会介護給付費分科会において、その概要が報告されました。障害分

野についても、介護と同様の取組を行うこととしておりますところ、概要資料について情報提供いたします。詳細は、事業執行までに検討することとしております。なお、来年10月以降の対応については、公的価格評価検討委員会の議論も参考にしながら、年末の予算編成過程において検討していくこととなります。

(以上厚労省より)



令和3年12月1日  
奈良県障害福祉課

奈良県のコロナ関連情報・障害者関連情報を提供します。

最新情報

○ 県の広報誌「県民だより奈良」（2021年12月号）障害者関連情報等について下記の記事を掲載しています。

・人権コーナー

まほろば「あいサポート運動」について

HTML <https://www.pref.nara.jp/59704.htm>

PDF <https://www.pref.nara.jp/secure/257289/p27.pdf>

音声 <https://www.pref.nara.jp/secure/257289/25jinken.mp3>

○ 12/5 視覚障害者のための福祉機器展・IT機器情報交換会

・視覚障害者向けの福祉機器の展示やIT機器についての情報交換会を通じ、視覚障害者福祉の推進に寄与することを目的に開催します。視覚障害者の日常生活を助ける白杖やルーペ・単眼鏡等の展示のほか、盲導犬やIT機器の利用体験もごございますので、ぜひお越しください。

HTML <https://www.pref.nara.jp/item/258041.htm>

○ 2/1・2/9・2/16 令和3年度「奈良県障害者虐待防止・権利擁護研修」の開催 公開講座は1/7～ YouTubeにて配信

・障害者虐待の未然防止及び虐待が発生した際に早期発見、迅速な対応ができるよう市町村職員及び障害福祉サービス事業所等職員の理解促進と資質の向上を図ることを目的とします。さらに、公開講座を設け、障害者の虐待防止・権利擁護に関する基礎知識の周知や意識啓発を行うことにより、障害者虐待の未然防止及び早期発見につなげます。

HTML <https://www.pref.nara.jp/59544.htm>

○ 新型コロナワクチン接種状況等について

・新型コロナワクチン接種状況等について

HTML <http://www.pref.nara.jp/57762.htm>

PDF <https://www.pref.nara.jp/secure/243695/1129.pdf>

以下は前回の情報提供時から変更ありません。

○ 12/18 クイズで学ぼう！手話にチャレンジ（12/10 〆切）

・聴覚障害者や手話について楽しく学ぶためのお子様向けの企画として「クイズで学ぼう！手話にチャレンジ」を開催します。みんなで一緒に楽しく手話を学んでみませんか。

HTML <https://www.pref.nara.jp/item/257211.htm>

○ 1/20 体験型あいサポーター研修について（1/11 〆切）

・あいサポーターとは、障害のある方が困っているときなどに、ちょっとした手助けや配慮を実践できる人のことです。意欲があれば、特別な資格は必要ありません。あなたも「あいサポーター研修」を受講して、あいサポーターとして活躍しませんか？

HTML <https://www.pref.nara.jp/56423.htm>

○ 県の広報誌「県民だより奈良」（2021年11月号）コロナ関連情報等について下記の記事を掲載しています。

・県政スポット奈良

新型コロナウイルス感染防止対策を取っている飲食店・喫茶店、宿泊施設を利用しましょう！

HTML <https://www.pref.nara.jp/30222.htm>

PDF <https://www.pref.nara.jp/secure/256243/p13.pdf>

音声 <https://www.pref.nara.jp/secure/256243/10spot1.mp3>

○ 「第6波に備えるための奈良県の障害者施設におけるコロナ感染対策の要注意事例集」について

・平素より、新型コロナウイルス感染症対策の推進にご尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

この度、必ず来るであろう「第6波」に備えるために、特に近時の第5波の中で、感染発生施設に見受けられた「要注意事例」を別添のとおり取りまとめました。第6波に入る前に、第6波に備えておくことが極めて重要ですので、まずは下記をご覧ください。

なお、ワクチン接種により発症や重症化を予防する効果が期待されることから、施設関係者（利用者・入所者や職員）で未接種の方がおられる場合は、感染対策の一環として、接種をご検討いただきますようお願いいたします。接種を希望される場合は、所在地の市町村担当課へご相談ください。

ただし、ワクチン接種後においても感染する可能性がありますので、施設関係者全員が接種済であっても、感染対策は怠らないようお願いいたします。

HTML <https://www.pref.nara.jp/item/256542.htm>

PDF <https://www.pref.nara.jp/secure/256542/kansenjireisyu.pdf>

○ 奈良県モデルナワクチン接種センターの設置について

・11月以降、県が奈良県健康づくりセンター内に「奈良県モデルナワクチン接種センター」を設置し、転居等の事情により、モデルナ社製ワクチンの2回目接種が困難な方への接種機会の確保を図ることとなりましたので、お知らせします。

それに伴い、その接種予約を令和3年10月20日（水曜日）9時から開始しています。

なお、接種にあたっては、県内の市町村が発行した接種券が必要になります。

HTML <https://www.pref.nara.jp/59358.htm>

○ 奈良県 アストラゼネカ社製ワクチン接種 特設ページ

・奈良県が設置するアストラゼネカ社製ワクチン（以下「AZ ワクチン」という。）の接種会場についての情報を掲載します。

HTML <https://www.pref.nara.jp/59227.htm>

○ 奈良県新型コロナウイルス感染症 9.29 対処方針  
医療提供体制の確保、ワクチン接種の促進、正しい感染防止対策の継続の3本柱でコロナとの戦いを継続し、日常生活を取り戻す

令和3年9月29日 第29回 新型コロナウイルス感染症対策本部会議

コロナ関連情報について下記の記事を掲載しています。

・奈良県新型コロナウイルス感染症 9.29 対処方針  
HTML <http://www.pref.nara.jp/59301.htm>  
PDF [http://www.pref.nara.jp/secure/255081/20210929\\_naracoron29.pdf](http://www.pref.nara.jp/secure/255081/20210929_naracoron29.pdf)  
映像 <https://www.youtube.com/watch?v=xq9jjETNqIg>

○（11/25・12/2）奈良労働局主催 令和3年度「しょうがいしゃ就職面接会」の開催

・奈良労働局では、就職を希望する障害者の雇用促進を図るため、「しょうがいしゃ就職面接会」を開催しています。令和3年度は、北和会場（奈良市）及び中南和会場（大和高田市）において開催されます。なお、面接会に参加いただくためには、事前にハローワークでの紹介状の発行が必要です。詳しくは、最寄りのハローワークにお問い合わせください。

HTML <http://www.pref.nara.jp/item/233881.htm>

○ 社会福祉施設コロナ感染対策「こんな時はどうする？」解説集（動画付き）

文字が主のマニュアルでは、「消毒をどのタイミングで実施する必要があるか」などについて、対策の基本でありながら、具体的に示すことが困難です。

そこで、マニュアルでは示しにくい基本事項を、入所系施設の生活場面ごとに具体的に解説する、まさに「こんな時はどうする？」が分かる動画付きの解説教材を作成しましたので、ご活用ください。（入所者の入れ歯をまとめて管理する場合の手順などもあります。）

（奈良県立医科大学 感染症センター 笠原センター長による監修・音声解説）

HTML <http://www.pref.nara.jp/54673.htm>  
全体版 PDF <http://www.pref.nara.jp/secure/251764/zentaiban.pdf>  
分割版 HTML <http://www.pref.nara.jp/58962.htm>

○ 新型コロナワクチン接種後の副反応に対応する協力医療機関について

・新型コロナワクチン接種後の副反応に対応する協力医

療機関について

HTML <http://www.pref.nara.jp/58959.htm>

○（8月～3月）視覚障害者のための講習会開催のお知らせ

・（8月～3月）視覚障害者のための講習会開催のお知らせ

HTML <http://www.pref.nara.jp/item/251116.htm>

○（12/4～9）第49回奈良県障害者作品展（北和展）の開催について

・今年度も奈良県障害者作品展を開催することになりました。開催要綱及び出品要領をご確認のうえ、出品頂きますようお願いいたします。なお、北和展（奈良県文化会館会場）と中南和展（奈良県万葉文化館会場）では開催時期が異なりますので、ご注意ください。

HTML <http://www.pref.nara.jp/item/250711.htm>

○手話動画「新型コロナワクチン接種について」の公開

コロナ関連情報について下記の記事を掲載しています。

・手話動画「新型コロナワクチン接種について」の公開  
耳が聞こえない、聞こえにくい方に、新型コロナワクチン接種について情報提供を図るため、奈良県聴覚障害者支援センターが手話動画を作成して、YouTubeにて公開しております。

HTML <http://www.pref.nara.jp/item/249145.htm>

映像 <https://www.youtube.com/watch?v=P1B41-M8Q6Y&list=TLGGj8TXazgdLC8zMDA1MjAyMQ/>

○県の広報誌「県民だより奈良」（2021年5月号）障害者関連情報について下記の記事を掲載しています。

・県政スポット奈良

重症心身障害者支援センター

心身障害者歯科衛生診療所

HTML <http://www.pref.nara.jp/58335.htm>

PDF <http://www.pref.nara.jp/secure/247169/p16.pdf>

音声 <http://www.pref.nara.jp/>

[secure/247169/13spot2.mp3](http://www.pref.nara.jp/secure/247169/13spot2.mp3)

○「発熱外来認定医療機関」について

奈良県では、発熱患者を診察する一般の医療機関を「帰国者・接触者外来（新型コロナウイルス感染の疑いのある方を診察する医療機関）と同様の機能を有する医療機関」として県が認定することで、一般の医療機関が独自の判断でPCR検査や抗原検査を取り扱うことが可能となる制度として、県独自の「発熱外来認定医療機関」という制度を設けています。発熱外来認定医療機関は県内に375カ所あり、うち100カ所が公表されています。

発熱外来認定医療機関は下記ホームページをご覧ください。

奈良県の発熱外来認定医療機関数について（市町村別）

↓

<https://www.pref.nara.jp/secure/229683/R31014itiran.pdf>

発熱外来認定医療機関名簿（県が公表することを希望した医療機関のみ）について↓

[https://www.pref.nara.jp/secure/229683/List\\_hatsunetsugairai1130.pdf](https://www.pref.nara.jp/secure/229683/List_hatsunetsugairai1130.pdf)

○新型コロナウイルスワクチンの接種順位の上位に位置づける基礎疾患を有する者の範囲について

新型コロナウイルスワクチンの接種順位に位置づける基礎疾患の範囲に、以下を追加することとなりました。

・重い精神疾患（精神疾患の治療のために医療機関に入院している、精神障害者保健福祉手帳を所持している、又は自立支援医療（精神通院医療）で「重度かつ継続」に該当する場合）

・知的障害（療育手帳を所持している場合）

↓

<https://www.mhlw.go.jp/content/000756902.pdf>

詳細につきましては、奈良県新型コロナワクチン接種推進室（TEL 0742-27-8309、0742-27-8175）または各市町村新型コロナワクチン接種担当課までお問い合わせください。

○発熱等の症状のある場合の相談や受診の流れにつ

いて

[http://www.pref.nara.jp/secure/226888/02\\_相談や受診の流れ0515.pdf](http://www.pref.nara.jp/secure/226888/02_相談や受診の流れ0515.pdf)

1. 発熱等の症状のある方は、まず、かかりつけ医等の身近な医療機関に電話相談してください。
2. 身近な医療機関がない方、又は聴覚に障害のある方などお電話での相談が難しい方は、「新型コロナ・発熱患者受診相談窓口」に電話又はFAXで相談してください。
3. 発熱等の症状がない場合でも、感染の不安のある方は、「新型コロナ・発熱患者受診相談窓口」に電話相談してください。
4. 検査の結果、感染が判明した場合には入院または宿泊療養となります。

○「新型コロナ・発熱患者受診相談窓口」は下記連絡先です。

（電話番号）0742-27-1132（FAX番号）0742-27-8565 24時間対応（平日・土日祝）

新型コロナ・発熱患者受診相談窓口の詳細は下記ホームページをご覧ください。

<http://www.pref.nara.jp/55410.htm#003>

聴覚に障害のある方など、お電話での相談が難しい方は下記ホームページの様式を用いて、FAXにてご相談ください。

<http://www.pref.nara.jp/secure/228370/0714coronafaxsoudan.pdf>

### 【議事メモ】第4回 事務局サミット

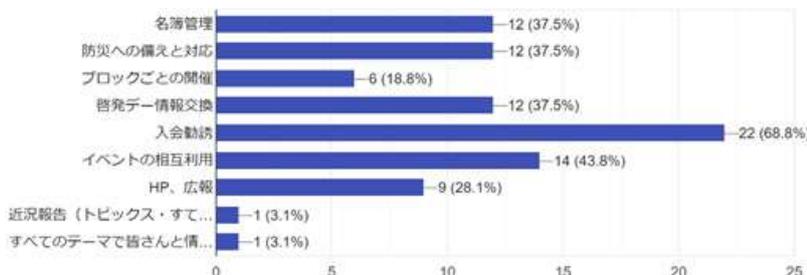
2021年11月20日（土）14時～15時30分

#### 話題

- 1, 今後の事務局サミット開催について（事前アンケートから）
- 2, 協会HPについて
- 3, 相談（事業）について
- 4, 情報交換、意見交換、情報提供

ご参加者（敬称略）19団体

テーマ複数回答OK  
32件の回答



- 1, 今後の事務局サミット開催について（事前アンケートから）

今後のテーマ：入会勧誘、名簿管理、防災、イベント相互利用など

開催曜日、時間：平日と土曜日で分かれた。次回については同じテーマで2回開催。

2回の開催で同じ内容についてご意見を伺うこととした。

○活動（内容）が近いとか気持ちが近いとか、そういう部分で分けてもいいかもしれない。

○スケール、規模感、地域

- 2, 協会HPについて

加盟団体にとってHPはどうか。

○HPは団体の顔なので、デザインの検討が必要

○更新内容をできるだけ早くHPに掲載してほしい。

○HPで協会の動きが分かるようにしてほしい。

○PCよりもスマホで見る人が多い。協会本部のHPは小さく、スマホで見られない

## 障害者総合支援法の見直し（グループホームなど）に関する厚労省の案について

11月29日に社会保障審議会障害者部会が開催されることとなり、その案が公開されました。

資料のボリュームが多いことと、重要と思われることがありますので、以下に簡単に（といっても5ページにわたります）ご紹介させていただきます。（私の思うところを、ところどころにいれてあります）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000195428\\_00048.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000195428_00048.html)

I. この資料に記載されているテーマは次のとおりです。

### 1. 障害者の居住支援について

2. 障害者の相談支援等について
3. 障碍者の就労支援について
4. 障害児支援について
5. 精神障害者等に対する支援について
6. 障害福祉サービス等の質の確保・向上について
7. 制度の持続可能性の確保について
8. 居住地特例について
9. 恒例の障害者に対する支援等について
10. 障害者虐待の防止について
11. その他の論点について

※ 一番目がグループホームの制度に関する内容です。当初は「通過型」とされていたものが29日の障害者部会の説明では「本人が希望する一人暮らし等に向けた支援を目的とするグループホームのサービス類型を新たに設ける」との表現となったと

のことです。今後の検討を注視していく必要があると思います。

また、3団体からの意見が提出されており、これも公開されています。

日本知的障害者福祉協会  
通過型のグループホームの新設を提案しています。

日本メンタルヘルスピアサポート  
専門員研修機構

全国手をつなぐ育成会連合会  
全国地域生活支援ネットワーク  
全国地域で暮らそうネットワーク

DPI 日本会議・4団体の連名  
地域生活への移行を促進させることを中心とした取組の要望

### II. 記載されている内容について

基本的には、厚労省の資料に記載されているものから津田が抜粋・要約したものです。なお「(斜字)」は津田が厚労省の記載内容について課題として感じていることを中心に記

載したものです。協会として、検討を行ったものではありません。ご意見をお寄せください。

### 1. 障害者の居住支援について

#### (1) 現状・課題

一人暮らしの障害者等の地域生活を支援する自立生活援助を創設したが、サービスが十分にいきわたっていない。

( 関連制度の資料 )

<https://www.mhlw.go.jp/content/12401000/000670105.pdf>

障害福祉サービスの実績や経験が少ない事業者の参入が多く見受けられ、障害特性や障害程度を踏まえた支援が適切に提供されないといった支援の質の低下が懸念される。

#### (2) 検討の方向性

グループホーム利用者の中に一人暮らしやパートナーとの同居等を希望する者が存在することを踏まえ、

グループホームにおいて地域生活の希望の実現に向けた支援を推進していくことが重要である。

・支援はピアサポーターの配置が有効

・移行により空室が生じるため安定的な事業運営が難しい

・報酬上の評価をすべき（一人暮らし等に向けた支援の困難性に応じ）

本人が希望により選択できる制度

知的障害やASDの特性を持つ人が、経験したことがないことについて適切に判断できるかどうか。相談支援事業所などがアドバイスをを行うとして、

知的障害やASDの特性のある人の一人暮らしについて、詳しい人は極めて少ない。一人暮らしができるように訓練する考えもあるが、期限を切って訓練し結果を出すことは

簡単なことではない。ここで失敗すると、ASDの特性がある人はグループホームの利用が難しくなる可能性

もあり、本人の意思ということで経験したことがないことについて決定させることはリスクが大きく、慎重に考える必要がある。

グループホームのサービスの類型については、事業者が申請により選択できる仕組みとすべき・・・

つまり、入居前に利用者がどちらにするか選択しなければならない仕組みが考えられている。

地域生活の定着のための支援を実施・・・社会福祉士や精神保健福祉士等の専門職員の配置を要件とすることが考えられる・・・

実際の支援に携わった経験を要件としていない。自閉症や知的障害の特性を持つ人の一人暮らしに関する経験、知識、専門性について疑問。

グループホームの質の確保  
・ガイドラインによる自己評価・利用者評価  
・第三者による外部評価

<p>現在行われている第三者評価は、制度として定められたとおりに行われているか、職員体制は適切かなど書類上のことが中心であり、具体的な運営の細部については書かれていません。このため、現在の第三者評価で実際の内容の質について適切な評価を行うことは難しいと考えます。</p> <p>2. 障害者の相談支援等について</p> <p>(1) 現状・課題</p> <p>相談支援専門員の不足、質の問題、地域差など</p> <p>基幹相談支援センターを設置している市町村は約45%にとどまる。また、機能が十分に果たせていない。</p> <p>自立生活援助は、事業所数や利用者数が想定より少ない。主な担い手の一つと想定した相談支援事業者が自立生活援助事業を実施しづらい仕組みとなっている。</p> <p>自立支援協議会は設置されている</p>	<p>が形骸化を指摘する声がある。</p> <p>現在の自立支援協議会に求められていることと、実際にできることには大きな開きがある</p> <p>(2) 検討の方向性</p> <p>基幹相談支援センターの設置について市町村の努力義務化を目指したい。</p> <p>知的、精神、身体、そしてASDも含め、さらに幼児から成人までについて、何でも対応できるような専門性や一時預かりまでの機能を基幹相談支援センターに期待することは難しい。現実としては、基幹相談支援センターにすべての障害がわかる人がいるわけではない。連携が重要だが、このあたりのことには触れていない。</p> <p>障害者の地域生活の実現や継続のために必要な相談支援専門員やピアサポーター等が行う業務の在り方について検討。</p>	<p>ピアサポーターは本人と対等の立場に立つのが基本と思う。ASDや知的障害もこの考えで対応できるか？障害等により違いがあると思う。</p> <p>障害者の一人暮らし等の地域生活を支援する自立生活援助と地域定着支援の制度の在り方を検討。</p> <p>自立生活援助は概ね月4回程度の定期的な訪問を実施することとしている。一人暮らしの障害者等への支援を行う地域定着支援についても一体的に検討すべき。</p> <p>支援の期間は有期限で継続した支援が行われる仕組みになっていない。</p> <p>3. 障害者の就労支援について</p> <p>(1) 現状・課題</p> <p>雇用政策と福祉政策の連携を取りながら進めている。</p> <p>障害者の就労能力や適性を客観的に評価し、可視化する手法が確立していない。</p> <p>就労支援に携わる人材について基</p>
<p>礎的な知識やスキルが不十分。</p> <p>(2) 検討の方向性</p> <p>新たな就労アセスメントの創設</p> <p>雇用・福祉政策の連携強化</p> <p>障害者就業・生活支援センター事業の運営主体が就労定着支援事業を実施することを可能とするなどの検討。</p> <p>就労継続支援A型の課題。</p> <p>4. 障害児支援</p> <p>(1) 現状・課題</p> <p>児童発達支援・放課後等デイサービスは、発達障害の認知の広がりや、女性の就業率の上昇に伴う預かりニーズの増加によりサービス量が大きく拡大。</p> <p>十分な専門性を有しているとはいえず、適切な発達支援を提供する環境整備の妨げとなっているとの指摘がある。</p> <p>(2) 検討の方向性</p> <p>児童発達支援センターについて</p>	<p>は、幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能、地域の通所支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能、地域の障害児の発達支援の入口としての相談機能などの役割を明確化すべき。現在の全ての発達障害者支援センターに幅広い障害について、具体的に対応できるような専門人材をそろえているところは、どのくらいあるか。（調査していないが、極めて少ないと思われる）自分たちが直接支援をしたことのない周辺の事業所に対して児童発達支援センターが支援を行うことは容易ではない。※全ての事業所を低く見るものではないが。</p> <p>学習塾やピアノや絵画のみの指導となっている事業所がある。障害のない子どもであれば私費で負担しているような内容が、障害児通所支援の内容として相応しいか検討すべ</p>	<p>き。</p> <p>「健康・生活」「運動・感覚」「認知・行動」「言語・コミュニケーション」「人間関係・社会性」の5領域の全体をカバーした上で、特に重点を置くべき支援内容を決めていく「総合支援型（仮称）」を基本とする方向で検討すべき。</p> <p>ガイドラインを定めたが、学齢期の障害児の発達支援の内容が十分に反映されていない。見直しを検討すべき。</p> <p>「自己肯定感」「達成感」「仲間形成」「孤立の防止」などを盛り込むことを検討すべき。</p> <p>小学生（低学年）・小学生（高学年）・中学生・高校生の4段階に分けて支援の目的や内容を検討することが適当と考える。</p> <p>地域という単位の中で異年齢と関わりができることの大切さも考慮すべき。</p>

<p>思春期等の各発達段階での関わり の難しさ等を踏まえ、家族支援を しっかりと位置付けるべき。</p> <p>専修学校・各種学校に通学中の障 害児についても対象とできるよう検 討すべき。</p> <p>中学卒業後にどこにも所属できず引 きこもっている児童も対象に加える べき</p> <p>ASD など社会性の課題を持つ児童 への配慮が適切にされるか。知的障 害のある児童も多く、発達の状態に ついては個人差が非常に大きい。 インクルージョンや地域共生社会の 実現・推進等の観点からは、年少 期より、障害の有無にかかわらず、 様々な遊びを通じて共に過ごし、そ れぞれの子どもが互いに学びあうこ とは、生涯にわたって記憶される貴 重な経験となる。インクルージョン についていろいろな記載がされてい る。気を付けなければ、インクルー</p>	<p>ジョンと称して集団の中で一緒に活 動する取り組みで、悪化する児童が でてくるのが懸念される。注意が 必要。</p> <p>給付決定について5領域11項目の 調査で把握できることは介助の有 無、行動障害及び精神障害の頻度で あり、十分とは言えないと考えられ る。市町の担当が調査をしているが、 バラつきも大きい。言葉がでている とコミュニケーションができると判 断されたり、支援がない状態で本人 の状態を判断しなければならないの が本来だが、その想像が難しいなど、 結果として障害の状態が軽いと判断 されやすい運営がされていると感じ ている。</p> <p>5. 精神障害者等に対する支援につ いて</p> <p>(1) 現状・課題</p> <p>ピアサポーターには他職種との協 働により、専門職等の当事者理解の</p>	<p>促進及び意識の変化や支援の質の向 上、普及啓発や教育、精神保健相談、 意思決定支援等に寄与することが期 待される。</p> <p>6. 障害福祉サービス等の質の確保・ 向上について</p> <p>(2) 検討の方向性</p> <p>自己評価や利用者評価、第三者に よる外部評価の導入について、検討 すべきである。第三者評価について は法律で定めたように運営されてい るかどうかの評価はしているが、例 えば ASD についての理解や支援、専 門性、個々人のアセスメントなどに ついての専門性の有無の判断も必要 だが、形式的なものが中心で、中身 についての評価はされていない。障 害についての専門性が高くなって も、評価されてしまう。第三者評価 のあるべき姿について見直すべきで ある。費用の負担や事務の負担も大 きく、この改善が必要。</p>
<p>7. 制度の持続可能性の確保につ いて</p> <p>(2) 検討の方向性</p> <p>障害福祉現場の業務効率化及び職 員の負担軽減をさらに推進していく 必要があることを踏まえ、ICT 活用 やロボット導入に関する実証データ の収集に努めながら、検討を進める。 報酬については、加算の制度を増や し、本体報酬は減額の流れもあり、 複雑化し事務的な工数が増大し、逆 の流れにある。各種の記録、災害対 策、虐待防止、BCP など新たに会議 や書類を作成しなければならないこ とが、増えている。</p> <p>8. 居住地特例 (略)</p> <p>9. 高齢の障害者に対する支援等 について</p> <p>(1) 現状・課題</p> <p>介護保険サービス優先の考えだ が、障害のある人が引き続き支援を 受けられるようにするために共生型</p>	<p>サービスの事業を増やしたいが少な い。</p> <p>(2) 検討の方向性</p> <p>介護保険優先原則の運用にあたっ ては、介護保険サービスを一律に優 先的に利用するものではなく、申請 者が必要としている支援内容を介護 保険サービスにより受けることが可 能かを判断することとされている が、自治体によって運用状況に差異 があるので、考え方について周知徹 底を図るべき。</p> <p>10. 障害者虐待の防止について</p> <p>(2) 検討の方向性</p> <p>法に沿って書かれているが、虐待 がおきる原因や対策についての踏み 込みがない。</p> <p>11. その他の論点について</p> <p>(1) 地域生活支援事業</p> <p>簡単に書かれているが、具体的な 検討不足と感じている。</p> <p>(2) 意思疎通支援</p>	<p>手話通訳、ICT、代筆、代読など が書かれている。ASD についても、 要望を出していく必要性を感じる。</p> <p style="text-align: center;">以 上 (津田)</p> <div data-bbox="1129 1818 1353 2042" data-label="Image"> </div>

日本自閉症協会事務局から

**Youtube 掲載動画の情報があいました。** (河村)

お待たせしましたが、当協会の専門家事の方たちによる zoom 座談会「自閉症の基礎理解について」シリーズの第5話、第6話の動画配信を開始します。シリーズの最後となります。内山登紀夫氏、本田秀夫氏、井上雅彦氏、日詰正文氏、辻川圭乃氏、今井忠氏らの本音トークがさらに炸裂です。是非ご視聴ください。一般公開しておりますので、会員の皆様をはじめ広くご案内・発信いただければと思います。また、youtube チャンネルへのご登録、アンケートにもご協力頂きたくよろしくお願いいたします。

**【配信開始】**

第5話「思春期・青年期」 [https://youtu.be/b\\_gwi3HGBDI](https://youtu.be/b_gwi3HGBDI)

引きこもりや学校への行き渋りの無理ない対応や、学びの場での合理的配慮について 専門家の立場からアドバイスしていきます。

第6話「知的障害程度別の課題」 <https://youtu.be/>

Xq71r6mmR4U

シリーズ最終話。自閉症は知的障害の程度が幅広く、その程度に合わせた対応が必要なきもあります。今後、自閉症が社会のスタンダードになることで全ての人が過ごしやすい社会になると熱く本音で語ります。

**【配信中】**

第1話「診断」 <https://youtu.be/14a8m3jgamw>

第2話「自閉症の原因と俗説」 <https://youtu.be/CZiU8WoYd6A>

第3話「乳幼児期」 <https://youtu.be/UIeCgigPpes>

第4話「学齢期」 [https://youtu.be/i\\_OnI\\_oLmCk](https://youtu.be/i_OnI_oLmCk)

ご視聴のご感想をお寄せください。

[https://docs.google.com/forms/d/e/1FAIpQLSeL3Ae6f0JfzDzKE0Vyh7iPYbq7-WthxDyueGiXEdRPAYap\\_g/viewform?vc=0&c=0&w=1&flr=0](https://docs.google.com/forms/d/e/1FAIpQLSeL3Ae6f0JfzDzKE0Vyh7iPYbq7-WthxDyueGiXEdRPAYap_g/viewform?vc=0&c=0&w=1&flr=0)

よろしくお願いいたします。

公益財団法人  
JKA助成金事業

# 学習相談事業

自閉スペクトラム症児者が自立してゆくためにはどうすれば良いのか  
上記をテーマに、支援を実践されている先生方をお招きして、講演会と座談会を開催いたします。  
講演会はYouTubeにて同時配信(ハイブリッド配信)します  
<https://youtu.be/qiWcEyf08n0>



主催 (一社) 日本自閉症協会  
共催 (一社) 大阪自閉スペクトラム症協会  
後援 自閉症スペクトラム児者を支援する親の会 オアシス(JDnet エリア会員)

**日時** 2022年  
**1月30日 日 10:00-15:00**  
ドーンセンター 4階大会議室 大阪市中央区大手前1-3-49

**第1部** 10:00~12:00  
「就職に不安のある学生への  
支援を考える~エンカレッジの就労支援を通して」  
講師: 窪 貴志 氏 (株式会社エンカレッジ 代表取締役)

**第2部** 13:00~14:00  
「共に地域で支えられながら働く事」  
講師: 坂根 匡宣 氏  
(社会福祉士 公認心理師  
一般社団法人 ダイアロゴス代表理事)

14:10~15:00 座談会 (当日会場参加者のみ)  
※午前・午後への参加も可能です。

ご予約  
お問い合わせ  
一般社団法人大阪自閉スペクトラム症協会  
**TEL 06-4862-4144**



## 日本自閉症協会加盟団体の第5回事務局サミットの案内

第5回は同テーマにて2グループに分かれての開催を予定しています。

12月の開催は年末でご多用の方も多いため無しとし、1月にA,Bの日程で2回開催とさせていただきました。予定変更となりますがご理解ご了解いただけますと幸いです。

### 【開催日時】

A: 2022年1月20日(木) 10:30~12:00

B: 2022年1月22日(土) 14:00~15:30

にて予定しております。いずれかご都合の良い方(1回)にご参加ください。

下記よりご回答をお願いいたします。

<https://docs.google.com/forms/d/1qaMEdR1RRdQVmjKAuuKfKr6h0uIYzV7eyrwCqBODxQ/edit#settings>

### 【予定話題】

入会勧誘、名簿管理、防災、イベント相互利用 等

その他情報提供

これまでの意見交換を受け、今後については

○グループに分け人数を絞ることで意見交換しやすくする

○グループの分け方は都度設定。今回は参加希望日程で分けました。

今後は「テーマ」「活動規模」「地域」などでのグループ分けも考えております。

○全体(今回は2月を予定)とグループを併用

前回(第4回)の議事メモも添付いたしましたので、併せてよろしくお願いたします。

年末に向かいご多忙と存じますが皆様どうぞご自愛ください。

よろしくお願いたします。

一般社団法人 日本自閉症協会 事務局長 大岡千恵子

2021年11月14日曜日10時から15時にわたりZoomによる日本自閉症協会加盟団体連絡会がありました。内容は次のようなものでした。

◆午前の部: 10時~12時

○会長挨拶

○各省庁よりの行政報告

①厚生労働省 社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課障害児・発達障害者支援室 発達障害施策調査官 田中 尚樹 氏

②文部科学省 初等中等教育局特別支援教育課 特別支援教育調査官 加藤 典子 氏

③内閣府 政策統括官(政策調整担当)付参事官(障害者施策担当)付

上席政策調査員 伴 睦久 氏

④国土交通省 総合政策局バリアフリー政策課 交通バリアフリー政策室長 平野 洋喜 氏

《お昼休憩 12時~13時》

◆午後の部: 13時~15時

○「強度行動障害」について(概要説明、講演及び意見交換) 司会: 市川宏伸会長

・概論 歴史、施策全体について  
日詰正文理事

・講演「強度行動障害と医療~その人らしい毎日を実現するためのチャレンジ」

独立行政法人国立病院機構肥前精神医療センター

療育指導科長 會田千重(あいたちえ)氏

・質疑応答、意見交換

○事業報告等

当日の資料当事務局にあります。必要な方はメールください。(河村)

発行人: 関西障害者定期刊行物協会

住所: 〒543-0015

大阪市天王寺区真田山2-2 東興ビル4F

編集人: 奈良県自閉症協会

定価: 100円